令和6年度メンタルヘルス対策事業委託業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県職員の健康管理、特に心の健康問題については、広島県心の健康づくり計画に基づいて メンタルヘルス対策に取り組んでいるが、令和2年度より、精神疾患による休職者が増加し、中 でも、若手職員の精神疾患による病休職者が増えている。

若手職員のメンタル不調の原因は、個人の考え方や仕事の向き合い方などでストレスを高めていることもあることから、職員が不調に陥る前に、気軽に職場での仕事の進め方や人間関係などの悩み、考え方のくせなどを学び・相談できる体制を整えるとともに、業務の相談及び指導助言を行う係長等が若手職員の悩みに気づき、不調を予防できる対応策を身に付けられる体制を整えることで、職員全体が心身共に健康な状態で職務に専念できる職場環境を実現することを目的とし、専門知識と経験並びに実績を有する者に委託する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

4,026,022円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)提出期限 令和6年3月8日(金) 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書(様式3)提出期限 令和6年3月12日(火) 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年3月14日(木)に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

- (4) 提案書提出場所及び期限
 - ア 提案書提出場所

広島県総務局人事課職員健康担当(広島県庁税務庁舎1階)

イ 提案書提出期限

令和6年3月18日(月) 午後5時

- ウその他
 - (ア) 提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差し替えは 認めない。
 - (4) 提案書を取り下げる場合は、取下願(様式5)を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下願(様式5)を提出するものとする。
 - (ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

- (5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等
 - ア 実施場所

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 1 階 102 会議室

イ 実施日時

令和6年3月21日(木) 午後1時

(1提案者当たりのプレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度を予定)

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

工 審查内容

プレゼンテーション及びヒアリングを基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和6年度メンタルヘルス対策事業委託業務公募型プロポーザル選定委員会が審査する。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。) について
 - ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に 掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ・電子データの保存等に関する申出書(様式2)
 - ·会社概要説明書(様式4)
 - イ 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵 便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (7) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について
 - ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、 仕様書等に対する質問書(様式3)により電子メールで提出すること。

【送付先アドレス】soujinji@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和6年度メンタルヘルス対策事業委託業務に関する質問」とし、送信後、提出先(広島県総務局人事課職員健康担当)へ電話によって着信の確認を行うこと。

電話:(082) 513-2270 (ダイヤルイン)

- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にの み回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局人事課職員健康担当に対してその理由説明を求めることができる。
 - ウ この説明を求める場合は、令和6年3月26日(火)までに、その旨を記載した書類を提出する こと
 - エ 上記に対する回答は、令和6年3月27日(水)までに、書面により行う。
- (9) 支払条件

業務完了後の半期払とする。

- (10) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の 負担とする。

(12) 虚偽の記載について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行 うことがある。

- (13) 提出された提案書について
 - ア 提出された提案書は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本件の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

- (3) 契約事項に関する規則 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金 公告に定めるとおり。
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 適用なし。

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 契約書(案)
- (4) 提案書作成要領
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)、電子データの保存等に関する申出書(様式2)、仕様書等に対する質問書(様式3)、会社概要説明書(様式4)、取下願(様式5)
- (6) 評価基準

【問い合わせ先】

広島県総務局人事課職員健康担当 担当 松浦 電話 082-513-2270 (ダイヤルイン)